

河内町に建設工事入札参加資格を申請する方へ

1 社会保険加入の要件化

建設工事の申請受付に際しては、経営事項審査基準日時点で、社会保険等（雇用保険、健康保険、厚生年金保険）への加入を要件とします（法令等に基づき適用を除外されている者は除く。）。

2 法定外労災保険加入の要件化

建設工事の申請受付に際しては、経営事項審査基準日又は申請日時点で、法定外労災保険への加入を要件とします。

3 申請受付業種

建設業法第2条第1項に係る別表に基づく29業種になります。

4 名簿の有効期間

令和9年3月31日まで（有効期間の始期については、「令和7・8年度建設工事入札参加資格審査申請の手引き共通書類編6入札参加資格者名簿の登載期間」を参照）

5 名簿の公表方法等

有資格者名簿につきましては、閲覧（河内町役場企画財政課）及びインターネット（河内町ホームページ）で公表します。

6 個別書類について

共通書類と共に、個別書類として以下の書類を各1部提出してください。

書類名	摘要
個別書類チェック表	個別書類の表紙とすること。
未納のない証明書	河内町に納税義務がある場合に添付すること。

7 問い合わせ先

河内町役場 企画財政課 管財係

〒300-1392 茨城県稲敷郡河内町源清田1183

電話 0297-84-2111 内線162

E-mail : kizai@town.ibaraki-kawachi.lg.jp